

## 特定秘密保護法案に関する検討ＰＴ（第3回）での口頭でのやりとりの概要

Q. 取材の自由や国民の知る権利について、条文案に明記すべきではないか。

前向きに、ということか。

A. そうだ。

Q. 「安全保障」は広いとの批判があるが、どのように限定するのか。

A. 現時点での検討の方向性としては、重要な安全保障に関する例示を掲げて限定したいと考えている。例えば領域に関する問題とか、国民の安全にかかる話とか、安全保障の中でも特に重要であると思われるものを書く。

Q. 政府説明では内調が特定秘密につき統一基準を作成し、内閣官房の総合調整機能により実施状況をチェックすることであったが、内調の統一基準の作成に当たっては、基準の客観性を担保するため、基準の作成に外部の専門家を関与させるべきではないか。

A. 有識者会議を設置する。議事要旨等も当然公開される。

Q. 国會議員秘書や裁判所書記官等は、適性評価の対象となるのか。適性評価の対象とならない場合には、秘密保護に支障を来すのではないか。

A. 公益上提供する者については適性評価をしない。議院や裁判所であって議員、裁判官にはなっておらず、書記官や秘書も特定秘密を取り扱うことは想定している。

Q. 特定秘密が記録された行政文書についての管理の在り方についての質問に対して、「特定秘密の保護の必要性とともに、公文書管理法が規定する行政文書の適正な管理と歴史公文書の適切な保存及び利用等の必要性を十分に尊重しつつ、現在、検討を行っている。」との回答であったが、これは、公文書管理法の適用除外は認めないとことでよいか。

A. 廃棄につき特別の定めをしない方向で検討している。

Q. 防衛秘密も含め、特定秘密の廃棄は、公文書管理法に基づき、総理の同意、国立公文書館に移管ということにするということでいいか。

A. そういった方向で関係省庁と調整している。

Q. 公文書管理法の改正が必要ではないか。特定秘密の保護とともに、閣議等の議事録を作成し、30年保存し、保存期間が満了した後に国立公文書館に

移管すべきではないか。また、N S Cの議事録も、閣議等の議事録に準じて作成、保存及び移管を行うべきではないか。これまで特定秘密が保護されなかつたので、閣議、閣僚懇の議事録は作らないということであった。今回、もし特定秘密の保護が確保されることになれば、閣議、閣僚懇の議事録を作成する義務を課すということで政府でも検討しており、そういう方向になるということでよいか。

A. うちが担当ではないので、担当部局に伝えたい。

Q. 前向きに検討すると聞いているが。

A. ご指摘を踏まえて協議する。可及的速やかに。